



奨学金返還の支援を行う 企業募集中

長期的な
人材の
確保・定着

採用
活動
のPRに

県HP等への
掲載による
企業PR

やまなし人材定着奨学金返還支援制度のご案内

若年層の人材確保及び定着とU・Iターン就職の促進、人口減少対策の一層の充実を図ることにより、県内企業の持続的な成長に繋げるため、人材確保に取り組む中小企業等と連携して、県内に就職する大学生等の奨学金返還を支援する制度です。本制度の趣旨に賛同し、県とともに奨学金返還支援を行う中小企業等を募集します。

対象企業

- ★山梨県内に本社を有する中小企業等
- ★勤務先を山梨県内に限定した採用を行う中小企業等で正規雇用による採用予定があること

申請期間

- ★令和7年度採用：令和7年3月7日（金）まで
- ★令和8年度採用：令和8年3月6日（金）まで

対象者

高等専門学校、専門学校、短期大学、大学、大学院を卒業し、令和7年4月以降に正規雇用で就職する35歳未満の方

特設サイト

事業の特設WEBサイトをOPENしました！
詳細はこちらをご確認ください。
<https://shougakukin.pref.yamanashi.jp/>



支援内容

支援対象者が大学等の在学時に、(独)日本学生支援機構から貸与を受けた奨学金総額(既卒者については返還残高)の2分の1を8年間で補助します。

ただし、補助総額は120万円を上限とします。

毎年の支援は、支援対象者が支払った前年度の奨学金返還実績を参考に補助額を決定します。

登録企業は県が支援対象者に対して支給する補助金のうち、2分の1に相当する額を県が設置する基金に年度ごとに寄附していただきます。



— 支援例 —

4年制大学を卒業した支援対象者に対する補助総額
貸与された奨学金総額 244 万円の場合

補助総額 = 120 万円

企業負担額 = 60 万円 (120 万円 × 1/2)



※8年間で総額 60 万円を負担していただきます。

市町村支援満了者は4年間・総額 60 万円(企業負担額 30 万円)を上限として支援を行います。

支援の流れ

STEP

01

登録企業の申込

申請していただいた中小企業等に対し、県が登録を行います。

STEP

02

支援対象者の採用

正規雇用による採用が条件となります。



STEP

03

支援対象者の交付申請

採用された支援対象者は、登録企業の在職証明書等必要書類を添付の上、県に補助金交付申請を行います。

STEP

04

登録企業負担分を県基金へ寄附

登録企業は、県が発行した納入通知書により、補助金の企業負担分を県が設置する基金へ寄附していただきます。

STEP

05

支援対象者へ補助金支払

登録企業から県に寄附していただいた後、県から支援対象者に対して補助金を交付します。

<ご相談・お問い合わせ>

山梨県事業委託先：ヒューコムエンジニアリング株式会社 やまなし人材定着奨学金返還支援事務局

TEL:080-7044-0200 / 平日9時～17時(12/29～1/3は除く)